

【保存版】令和4年度 子ども会安全共済会 書類作成について

令和4年4月 福岡市子ども会育成連合会 安全部

- 令和4年度から、今までの書面加入に加え、ネット加入が始まります。
- ネット加入の手続きは、全子連ウェブサイトのマニュアル類、共済様式をあわせてご覧ください。マニュアル類にある『市子連等』は、校区に『県子連等』は福岡市子ども会育成連合会に読み替えてください。
 - ◆ 単位子ども会用マニュアル（◇ 加入編 ◇ 更新編 ◇ 変更編）
 - ◆ 校区子ども会用マニュアル（◇ 市区町村 加入・変更編）
- 不明な点は福岡市子ども会事務局や各区安全部長にお尋ね下さい。



安全共済会
ネット加入
ウェブサイト

〔1〕 共済加入申し込みの書類（年度初め）

→ 下記の書類①～⑤を揃えて、5月31日（火）までに必ず届くよう、市子連に郵送または持参してください。市子連会費（人数×200円）も、同日までに着金するように振り込んでください。

市子連に書類を持参する場合に限り、会費の持参も受け付けます。

書面加入	ネット加入（校区導入の場合）
① 加入-O2S 契約者申込書（共通）	
② 加入-11 加入申込書 加入者名簿1 ③ 加入-12 加入者名簿2（30名以上） ④ 加入-13 令和4年度〈年間行事計画書〉 （いずれも3枚複写様式）	⑤ 加入-11S 安全共済会掛金等報告書 ※ 加入者情報、行事計画の入力については『単位子ども会マニュアル加入編』をご覧ください。

〔2〕 事故が発生した時の書類

→ 事故発生日からその日を含め30日以内に、市子連にFAXかメールで送信して、確認を受けてください。（裏面の留意事項を参照）

⑥の原本は、共済金請求書類の送付時に、あわせて送ってください。

- ⑥ 請求-O1 事故第一報報告書

〔3〕 共済金を請求する時の書類（けが、病気）

→ 平常の生活ができるようになった日、または事故発生日からその日を含め180日を経過した日の何れか早い日から60日以内に、下記の書類⑥～⑩を揃えて、市子連に郵送または持参してください。

- ⑥ 請求-O1 事故第一報報告書
- ⑦ 請求-11 〈医療共済金〉請求書兼事故証明書
- ⑧ 請求-12 個人情報取扱いについての同意書
- ※ 添付書類
 - ◆ 病院、調剤薬局等の領収書をA4用紙に直接コピー、または写しを貼り付けたもの。
 - 〔 福岡市が行う医療費助成等で、支払いが発生しない場合でも 〕
 〔 保険点数が記載された「診療明細書」の写しで請求できます。 〕
 - ◆ 年間行事計画書（コピー）及び行事のおたよりなど
- ⑨ 請求-21 医療報告書（前項の領収書がない場合のみ添付してください。費用は請求者負担です）
- ⑩ 請求-22 柔道整復施術報告書（整骨院等を受診の場合で費用が無料の場合に添付してください。有料の場合は、柔道整復師に無償で交付が義務付けられている「領収証」を添付してください）

（裏面に続く）

〔4〕 年度途中の追加・変更書類

㉑ 会員の追加加入

書面加入	ネット加入（校区導入の場合）
⑪ 加入-O2S 契約者申込書（共通）	
⑫ 加入-11 加入申込書・加入者名簿1 ◆ ⑫を市子連にFAXかメールで送信して確認を受けた後、校区で⑪を作成して提出してください。 ◆ 確認を受けた翌日0時から有効です。 ◆ ⑪と⑫の原本、市子連会費は区定例会、または、市子連にまとめて持参してください。	⑬ 加入-11S 安全共済会掛金等報告書 ◆ ネット上から、加入者情報を入力し、⑬を作成して校区に提出します。その後、校区で⑪を作成して、⑬とともに市子連へ提出してください。 ※ 加入者情報の入力については『単位子ども会マニュアル変更編』P6をご覧ください。 ◆ ⑪と⑬、市子連会費は区定例会、または市子連にまとめて持参してください。

㉒ 行事の追加、変更

書面加入	ネット加入（校区導入の場合）
⑭ 加入-13 令和4年度〈年間行事計画書〉 ◆ 年度当初の行事計画書に雲型や矢印で追加、変更を明示後、市子連にFAXかメールで送信して確認を受けてください。 ◆ <u>行事実施の7日前までに、市子連の確認を受けないと、有効になりません。</u> ◆ ⑭の原本は、提出の必要なし。上記の確認を受ければ終了です。	書類の提出は無し。 ◆ ネット上から、 <u>行事実施の前日までに、行事内容を入力して下さい。</u> 当日以降の追加、変更はできません。 ※ 行事の入力については『単位子ども会マニュアル変更編』P7,8をご覧ください。

㉓ 会員の転入、名簿の訂正

- 書類作成後、市子連に郵送または持参してください。
不明な点は、市子連に問い合わせてください。

⑮ 加入-21S 変更届

〔留意事項〕 市子連に書類を送信する場合の注意点（⑥・⑫・⑭の場合）

- ◆ FAXの場合 送信後、市子連に電話かメールをして確認を受けます。
メールの場合、市子連からの返信メールを持って確認を受けたこととなります。返信がない場合は、届いていない可能性がありますので、ありますので、必ず電話で問い合わせして下さい。
なお、FAXの送付状（鑑文）は必要ありません。
- ◆ メールの場合 添付ファイル(PDF)で送信後、市子連からの返信メールを確認してください。返信がない場合は、必ず電話で問い合わせして下さい

〔連絡先〕 福岡市子ども会育成連合会 事務局

住所 福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号 博多区役所 新庁舎9F

TEL 092-402-1695 FAX 092-402-1696

（休日を除く月～金曜日 9時～12時,13時～17時にお願ひします。）